

酸素・硫化水素濃度測定器点検整備仕様書

総務部お客さまサービス推進室

1 作業概要

京都市上下水道局（以下「局」という。）総務部お客さまサービス推進室、東部営業所及び南部営業所が所管している酸素・硫化水素濃度測定器（以下「測定器」という。）を正常に稼働させるため、測定器の点検校正、各種試験、部品交換、故障の予防処置、故障箇所の修繕等、測定器の保守管理上必要なすべての業務を行う。

2 法令等の遵守

契約業者は、本仕様書、京都市上下水道局契約規程及びその他業務上関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3 測定器仕様及び点検台数

酸素・硫化水素濃度測定器 3台

製造メーカー	新コスモス電機株式会社		
型式	XOS-326		
製造番号	51378462（お客さまサービス推進室） 51370403（東部営業所） 51370402（南部営業所）		
検知ガス及び範囲	酸素（O ₂ ）：0～25.0vol% 硫化水素（H ₂ S）：0～30.0ppm		
分解能	酸素：0.1vol% 硫化水素：0.5ppm		
指示濃度 ※同一測定環境下	酸素：±0.5vol%以内 硫化水素：FS±0.5%以内		
警報設定濃度		酸素	硫化水素
	1 段目	19.5vol%	10.0ppm
	2 段目	18.0vol%	15.0ppm
応答時間 ※周囲温度 20±2℃ の状況下	酸素：20 秒以内（90 秒応答） 硫化水素：30 秒以内（90 秒応答）		
寸法・重量	本体：W66×H195×D29 mm センサー：Φ44×75 mm（突起物は除く。） 約 450g（電池除く。）		
電源	単 3 形アルカリ乾電池 2 本		

4 測定器受渡場所

京都市上下水道局総務部お客さまサービス推進室（京都市南区上鳥羽鉾立町 1 1－3）

5 完成期限（納期）

令和 7 年 9 月 3 0 日（火）

6 点検整備内容

次の項目について点検整備を行うこと。

(1) 各種試験、各部の劣化状況確認及び部品交換

- ア 外観及び構造試験
- イ ガス濃度の性能試験
- ウ 応答速度試験
- エ 本体外観等の劣化状況の確認
- オ 酸素及び硫化水素センサの交換※
- カ フィルタの交換

※計測器の内1台はエラー04【酸素センサ寿命警告】あり

(2) 校正

標準ガスにて校正を行うこと。

(3) 動作確認

- ア 表示部、ボタン、バックライトの動作確認
- イ 警報（ランプ、アラーム）の動作確認

※ 精度が要求される実ガスを使用する点検及び校正には専用設備、専用機材・治具が必要となるため、本測定器の製造メーカーにおいて実施すること。

7 故障対象品の対応

- (1) 測定器の電池交換が必要な場合は、受託者が受託費用の範囲内で交換を行うものとする。
- (2) 本契約の範囲で対処ができない異常が認められた場合は、速やかに症状及び修理の必要性等を局担当者に報告すること。

8 引取り、点検整備及び納品

- (1) 契約決定後、点検整備に係るスケジュール等について、速やかに局担当者に確認のうえ、測定器の引取りを行うこと。
- (2) 点検整備完了後は、測定器本体に校正実施日等を記載したシールを貼り、試験成績書を作成・添付のうえ、速やかに納品すること。

9 その他

- (1) 点検により異常な箇所があれば局担当者に報告を行い、処置に関する協議を行うこと。
- (2) 作業に要する工具・測定機器類等は、受託者の負担において用意すること。

10 その他

本仕様書に疑義がある場合は、入札前に局担当者の説明を受け疑義をただしておくこと。
契約決定後に疑義を生じた場合は、局担当者の決定に従うこと。

(以下余白)